

魚津市告示第166号

指定管理者の告示した事項の変更について

指定管理者より指定管理者の所在地が変更となる旨届け出があったため、魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月4日

魚津市長 村椿 晃

1 指定管理者 社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会

2 管理する施設の名称

- (1) 魚津市児童センター
- (2) 魚津市障害者交流センター
- (3) 魚津市地域福祉拠点施設

3 変更事項及びその新旧内容

変更事項	新	旧
主たる事務所の所在地	魚津市大海寺野1373番地1	魚津市新金屋二丁目13番26号

4 届出年月日 令和8年7月28日

5 変更年月日 令和8年8月1日